

岐阜県認知症カフェ開設事業費補助金交付要綱

(総則)

第1条 県は、認知症の方とその家族が住み慣れた地域で暮らしていくために、認知症の方とその家族や友人が互いに交流するとともに、認知症についての地域住民の理解を深めること等を目的として実施する認知症カフェ開設事業に対し、予算の範囲内で、岐阜県認知症カフェ開設事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(欠格事由)

第2条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人等
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又はその属する法人若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）、基準額並びに補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金交付申請書は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助金交付申請書の提出期限は、別に知事が定めるものとする。

(補助金の交付の条件)

第5条 補助金の交付を決定する場合に付ける条件は、次に掲げる事項とする。

- (1) 補助対象事業に要する経費の配分を変更する場合及び補助対象事業の内容の変更をする場合においては、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、当該変更に伴い補助金の額の変更がない場合又は補助金の額の変更が20%未満の減額であるときは、この限りでない。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良

な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

- (4) 補助対象事業完了後に、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告により補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合は、その確定額を速やかに知事に報告すること。この場合において、補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
 - (5) 前号の報告があった場合には、当該消費税等に係る仕入控除税額の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができること。
- 2 前項第1号及び第2号の知事の承認を受けようとする場合の申請書及び前項第4号の規定により知事に報告する場合の報告書の様式は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 補助事業経費の配分変更承認申請書（別記第2号様式）
 - (2) 補助事業の内容変更承認申請書（別記第3号様式）
 - (3) 補助事業の中止（廃止）承認申請書（別記第4号様式）
 - (4) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記第5号様式）

（申請の取下げ）

第6条 規則第8条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付の決定の日から10日以内とする。

（状況報告）

第7条 知事は、必要があると認めるときは、補助対象事業者に対して事業の実施状況に関して必要な報告を求め、調査し、又は指示することができる。

（実績報告）

第8条 実績報告書の様式は、別記第6号様式のとおりとする。

- 2 実績報告書には、別記第6号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）から起算して20日を経過した日又は補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日とする。

（補助金の交付時期等）

第9条 補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が事業の遂行上必要と認めるときは、概算払により交付することができる。

- 2 補助対象事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第7号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

（暴力団の排除）

第10条 規則第4条の規定による申請があった場合において、申請者が第3条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

- 2 知事が規則第5条の規定による交付決定をした後において、交付決定を受けた者が第3条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(書類、帳簿等の整備)

第11条 規則第22条の知事が定める期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間(事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分の制限を受ける期間が5年を超える場合にあっては、当該期間の末日の属する年度の末日まで)とする。

(補助事業の表示)

第12条 補助対象事業者は、この補助金により実施する研修について、県補助金を受けて実施した旨を表示するものとする。

(委任)

第13条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度の予算に係る補助金から適用する。

別表（第3条関係）

| 補助対象事業 | 補助対象経費 | 基準額 | 補助金の額 |
|---|---|------------------|---|
| <p>地域住民団体やボランティア団体、NPO法人、介護事業所、福祉施設、医療機関等が認知症カフェを開設する事業</p> | <p>補助対象事業の実施に必要な経費で次に掲げるもの 報償費、旅費、需用費（消耗品費）及び役務費（通信運搬費）、使用料 賃借料</p> | <p>別に知事が定める額</p> | <p>次の（１）と（２）を比較して小さい方の額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）</p> <p>（１）補助対象経費の実支出額と基準額とを比較して小さい方の額 （２）総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額</p> |

第1号様式（第4条関係）

第 年 月 日 号

岐阜県知事 様

所 在 地
補助事業者名
代表者職氏名

年度岐阜県認知症カフェ開設事業費補助金交付申請書

このことについて、下記により補助金を交付されるよう、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請額 金 円
- 2 事業計画書（別紙1-1）
- 3 所要額調（別紙1-2）
- 4 所要額明細書（別紙1-3）
- 5 添付書類
 - （1）歳入歳出予算書（見込書）抄本
 - （2）その他参考となる資料

岐阜県認知症カフェ開設事業計画書

(団体名：)

(1) 認知症カフェ開設計画

| 認知症カフェ名 | 実施日 | 開設場所 | 参加予定人員 | 実施内容 (具体的に) |
|---------|-------|------|--------|----------------|
| 〇〇カフェ | 年 月 日 | 人 | 人 | |

岐阜県認知症カフェ開設事業費補助金所要額調書

| 団体名 | 総事業費 (A) | 寄附金その他の収入額 (B) | 差引事業費 (A)-(B)=(C) | 対象経費の 支出予定額 (D) | 基準額 (E) | 選定額 (F) | 県補助所要額 C・Fいずれか 小さい方の額 |
|-----|-------------|-------------------|----------------------|-----------------------|------------|------------|-----------------------------|
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 計 | | | | | | | |

(記入上の注意)

- 1 「選定額 (F)」欄には、「対象経費の支出予定額 (D)」と「基準額 (E)」とを比較して小さい方の額を記入すること。
- 2 「県補助所要額」欄は、「選定額 (E)」と「差引事業費 (C)」とを比較して小さい方の額を記入すること (1,000円未満の端数は、これを切り捨てること)。

岐阜県認知症カフェ開設事業費補助金所要額明細書

団体名 _____

(1) 支 出

| 区 分 | 支出予定額 (A) | 基 準 額 (B) | 選 定 額 (A)又は(B)のいずれか 小さい方の額 | 摘 要 支出予定額について算出基礎 を記載すること。 |
|-----------------------|--------------|--------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 1. 報償費 | 円 | 円 | 円 | |
| 2. 旅費 費用弁償 業務旅費 | | | | |
| 3. 需 用 費 消耗品費 | | | | |
| 4. 役 務 費 通信運搬費 | | | | |
| 5. 使用料 賃借料 | | | | |

岐阜県知事 様

所 在 地
補助事業者名
代表者職氏名

年度岐阜県認知症カフェ開設事業費補助金に係る
補助対象事業経費の配分変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金について、下記のとおり補助対象経費の配分の変更の承認を受けたいので、岐阜県認知症カフェ開設事業費補助金交付要綱第6条第1項第1号の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の内容

| 変更事項 | 変更前 | 変更後 | 備考 |
|------|-----|-----|----|
| | | | |

2 変更の理由

(注) 「関係書類」は、補助金交付申請書に準じて作成し、変更前の経費の内容及び変更後の経費の内容を比較できるように記載すること。

岐阜県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者職氏名

年度岐阜県認知症カフェ開設事業費補助金に係る
補助対象事業の内容変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金について、下記のとおり事業内容の変更の承認を受けたいので、岐阜県認知症カフェ開設事業費補助金交付要綱第6条第1項第1号の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の内容

| 変更事項 | 変更前 | 変更後 | 備考 |
|------|-----|-----|----|
| | | | |

2 変更の理由

(注) 「関係書類」は、補助金交付申請書に準じて作成し、変更前の事業の内容及び変更後の事業の内容を比較できるように記載すること。

第4号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所 在 地
補助事業者名
代表者職氏名

年度岐阜県認知症カフェ開設事業費補助金に係る
補助対象事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた標記補助金について、下記のとおり中止（廃止）したいので、岐阜県認知症カフェ開設事業費補助金交付要綱第6条第1項第2号の規定により申請します。

記

中止（廃止）する理由

第5号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所 在 地
補助事業者名
代表者職氏名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金について、岐阜県
認知症カフェ開設事業費補助金交付要綱第6条第1項第4号の規定により、下記のとおり報告し
ます。

記

- 1 岐阜県補助金等交付規則第14条に基づく額の確定額又は事業実績報告書
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要
県補助金返還相当額）
金 円

注：参考となる書類（2の金額の積算の内訳等）を添付すること。

第6号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所 在 地
補助事業者名
代表者職氏名

年度岐阜県認知症カフェ開設事業費補助金事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金に係る事業実績について、次の書類を添えて報告します。

記

- 1 事業実施報告書（別紙2-1）
- 2 所要額精算書（別紙2-2）
- 3 精算額明細書（別紙2-3）
- 4 添付書類
(1) 歳入歳出決算（見込）書抄本

- (2) その他参考となる資料

岐阜県認知症カフェ開設事業実施報告書

(団体名：)

(1) 開設実施報告

| 認知症カフェ名 | 実施日 | 開催場所 | 参加人員 | 実施内容 |
|---------|-------|------|------|------|
| 〇〇カフェ | 年 月 日 | | 人 | |

岐阜県認知症カフェ開設事業費補助金所要額精算書

| 団体名 | 総事業費 (A) | 寄附金その他の収入額 (B) | 差引事業費 (A) - (B) = (C) | 対象経費の 支出額 (D) | 基準額 (E) | 選定額 (F) | 県補助所要額 C・Fいずれか 小さい方の額 |
|-----|-------------|-------------------|--------------------------|---------------------|------------|------------|-----------------------------|
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 計 | | | | | | | |

(記入上の注意)

- 1 「選定額 (F)」欄には、「対象経費の支出額 (D)」と「基準額 (E)」とを比較して小さい方の額を記入すること。
- 2 「県補助所要額」欄は、「選定額 (F)」と「差引事業費 (C)」とを比較して小さい方の額を記入すること。(1,000円未満の端数は、切り捨てること。)

岐阜県認知症カフェ開設事業費補助金精算額明細書

団体名 _____

(1) 支 出

| 区 分 | 支 出 額 (A) | 基 準 額 (B) | 選 定 額 (A)又は(B)のいずれか 小さい方の額 | 摘 要 支出額について算出基礎を記載する こと。 |
|-----------------------|--------------|--------------|----------------------------------|--------------------------------|
| 1. 報償費 | 円 | 円 | 円 | |
| 2. 旅費 費用弁償 業務旅費 | | | | |
| 3. 需 用 費 消耗品費 | | | | |
| 4. 役 務 費 通信運搬費 | | | | |
| 5. 使用料 賃借料 | | | | |

岐阜県知事 様

所 在 地
補助事業者名
代表者職氏名

年度岐阜県認知症カフェ開設事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定（交付決定）のあった標記補助金の交付を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

補助金請求額 _____ 円

- 1 確定補助金額（交付決定額）
- 2 既受領済額
- 3 今回請求額
- 4 残額

振込は下記へお願いします。

- ・金融機関本（支）店名
- ・口座名義人
- ・普通、当座預金の別
- ・口座番号

| | | | |
|------------|--|-------|--|
| 発行責任者氏名 | | 担当者氏名 | |
| 担当者連絡先電話番号 | | | |